

第1回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

- 1 開催実績 令和7年1月14日(火) 13:30～15:30 県庁3号館第2委員会室
- 2 出席委員 岸 敏幸 (兵庫県経営者協会専務理事)
新保 奈穂美 (兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授)
中後 和子 (学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
中川 丈久 (神戸大学大学院法学研究科教授)
長谷川 尚吾 (日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長)

(五十音順)

(オブザーバー)

庵途 典章 (県町村会会長(佐用町長))
※酒井 隆明 (県市長会会長(丹波篠山市長)) は代理出席

3 審議の内容

(1) 兵庫県規制改革推進会議設置要綱について

委員長に中川委員、委員長代理に三宅委員を選出

2 審議事項

<令和6年度の新たな提案項目・報告事項>

① 電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し

(委員)

災害等の緊急時においては事後報告とあるが、この場合に鍵の管理はどうするのか。

(所管部局)

各占有者には鍵を預けているので、占有者が保管している鍵を使うことになる。

(委員)

許可申請をするような者は全員鍵を持っているということか。

(所管部局)

全員ではなく、送配電事業者をはじめ市町や公安(委員会)など、災害等の関係があるところは鍵を持っている。

(委員)

災害等に関係するような者が入溝する場合でも、通常の場合であれば、許可申請は必要ということによいか。

(所管部局)

そのとおり。許可がおりてから、その鍵を使用して入溝してもらうことになる。

(委員)

資料に「適切な鍵の運用管理を図るうえでも届出制ではなく許可制とすべき」とあるが、そもそも鍵を持っている者がいるなかで、鍵の所有の有無に関わらず手続きをしないと入溝できないということであれば、これは論理的ではないのではないか。適切な鍵の運用管理のために許可が必要だということではなく、事前にチェックするプロセスがあればいいということ、それが許可か届出かは関係ないように思える。

(オブザーバー)

電線共同溝は重要な社会インフラであり、テロの対象としてもよく言われるが、電気事業者やガス事業者など限られた者だけが入溝し、一般の者は当然入れない。そのため、最も心配する点は迅速な対応が可能かどうかだが、緊急時は事後報告でもかまわず、鍵も各事業者に預けているという。そうすると、事業者との信頼関係のなかで、鍵を管理していることになり、事後報告でも十分に対応ができるような関係ではないか。それを許可がおりてからでないと入溝できないと言うことで整合性がとれなくなっている。

(所管部局)

鍵の管理については指摘どおりの面もある。ただ、道路管理者としても電線共同溝の維持管理作業等を行う場合がある。その作業と、他の事業者の工事や点検が同じ時期等にかぶると互いに影響し合うような作業がある。届出の場合、通知を受けるだけの手続きとなるため、申請があり、それらを調整したうえで許可するというかたちをとらないと、支障が出る場合がある。

(委員)

実際に許可を取る場合に、いつまでに申請が必要か等のルールはあるか。

(所管部局)

決まりはない。

(委員)

例えば1ヶ月前に申請しなければならないとか、そのような調整期間がないと、日程が重複したときに調整しようがなく、双方にとって不利益。全体として効率的な運用になる方法を考えられた方がいいのではないかと。鍵の管理方法や申請時期など、ルールをはっきりさせておく必要がある。基本は鍵を渡しておいて、いざというときには早く復旧させるべきだと思うが、その事業者は審査段階で信頼できる事業者なので、その時点で届出制により運用した方がよいのではないかと。

(委員)

申請理由のなかに、納期にゆえられないケースがあるということだが、審査が通常1～2週間で終わるのに納期に間に合わないというのは、おそらく定期点検とかではなく、トラブル時の話かと思うが、そのような理由から提案されているのか。

(所管部局)

具体的な事例がどのようなものかわからないが、ある程度予定されている点検等については、期間を前もって見込んで申請してもらいたいと考えている。

(事務局)

提案をあらためて確認したが、具体的な内容は書かれていない。そのような事例が発生したことがあるとは書かれているので、なんらかの事象が発生したことはあるのだと認識している。

(委員)

通常定検であれば、最大 2 週間かかることを周知していれば許可制で問題ない。災害時以外でも緊急に修理等しなければならない場合の例外をつくるとか、そのような対応はできないか。それ以外の場合は、事前に期間を見積もってもらうことでよい。

(委員)

インフラを扱うような企業規模の大きな企業が申請するものと思われるが、鍵を預けたことで、どの下請業者に出されるかというところが問題になってくる。下請業者が忙しいので納期に間に合わないということであれば、元請業者が下請業者に審査期間の目安を周知徹底されることが大切。一方、県はどの下請業者が作業するかまでチェックしているのか。許可制にするのであれば、そこまでチェックすることが必要。

(所管部局)

許可制をとるなかで、申請様式で現場の責任者を書かせている。全入溝者までは把握していない。

(委員)

論点がまとまってきたが、次回会議までに 2 点お願いしたい。1 点目は、提案者が具体的にどう困ったかについて事務局から聞き取りをしてもらうこと。2 点目は、許可に際して具体的に何を審査しているのか所管部局に整理してもらうこと。下請業者も含めて、この事業者で大丈夫かというところまで審査しているかがポイント。入溝時期や体制が適切かをどのように審査しているのか。日程の重複は届出されたときに調整すれば足りる。収容物件に影響を及ぼす作業を実施しようとしていないかの確認も実際どの程度存在するのか。鍵を持つ事業者とそうでない事業者では事情が異なるだろうし、その割合も考慮して検討する必要がある。届出制であっても一定の命令や立会を求めることは可能なのではないか。それらを整理したうえで、なお審査が必要ということであれば、次は全事業者に対してその審査が必要かということも考慮する必要がある。鍵を預けられる事業者であれば届出で問題ない気もする。

(オブザーバー)

本来許可制であれば、許可を出す際に鍵を渡すというところまでやらないといけな。所管部局の言うように、いろいろな事業者と作業が重なってしまい、作業ができない等の事情があるならば、事前の届出により調整することで十分。事後届出ではいけな

い。許可制をとる必要性は現状の鍵の管理方法に照らし合わせると低く、逆に問題があるように感じる。

(委員)

いま指摘のあったような、鍵の管理方法と許可制との矛盾というあたりも含めて、どう解消していくか。検討いただけるか。

(所管部局)

意見を踏まえ、そのような視点でもう一度整理する。

(委員)

何かあったときの管理責任をどの層がどのように負うのかという点と、彦根市が届出制を導入しているメリットや経緯も次回教えてほしい。

《審議を踏まえた対応方針》

提案者の具体的な支障事例や審査の具体的な内容について整理し、次回会議で報告し再度審議する。

② 経営事項審査の窓口申請における予約方法の見直し

(委員)

対応方針において、「窓口申請の予約システムについては、(中略)といった課題の解決に向けた検証を行った後、他の土木事務所での導入を検討していく。」とあるが、検討するだけということではなく、確実に見直しを進めていくという趣旨か。

(所管部局)

そのとおり。

(委員)

パソコン操作が不慣れな方や、パソコンを持っていない方が多いのであれば予約システムを入れても結局使えないということもあるが、そのような方は多い印象か。

(所管部局)

いわゆる田舎の方であまり電子化が進んでいない地域の方については、まだ往復はがきをよく使われている。複数の選択肢が必要だと考えている。

(委員)

一方では郵便料金が上がっているので、予約システムか電話が有効な手段であると思うが、電話も職員の負担になる。なるべく効率良いかたちでできる検討を進めればいいのか。

(委員)

経営事項審査は公共工事を直接受けようとする建設業者が毎年度受けるものだが、

そのような方で、メールも使えないような方がいるかは疑問。土木事務所の窓口申請に行く方が多いのであれば、その際に土木事務所が申請方法を教えていくことも考えるべき。

(委員)

国が予約のいらぬ電子申請を推進する方向性なのであれば、県もその方向で検討すべきではないか。また、システムは複数になればなるほど複雑なので、誰でも使える同じようなシステムを入れた方が後々のシステム更新等も楽だと思いが、どう考えるか。

(所管部局)

国が電子申請を推進しているという点は間違いないが、国の目標も電子申請の導入後5年間で利用率を20%にするというもの、残り80%が窓口申請になることも国は承知のうえである。このことから県においても、窓口申請は残しておきたいと考える。

(委員)

毎年申請する必要があるものであることを踏まえると、窓口申請の予約方法を指導するのではなく、そもそも予約しないで済む電子申請の活用を指導していくべき。窓口申請で事業者が土木事務所に来るのであれば、そのような普及啓発を各土木事務所がやっていくべき。

(委員)

県としても予約の必要のない電子申請を進めたいというのが第1の意向。ただ、現実を見据えたとき、一足飛びに窓口申請を廃止し、電子申請に一本化するわけにはいかず、状況の見定めが必要。電子申請の普及のため、窓口でのチラシ配布等の取組も進めていく。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

③建設業許可申請等における健康保険確認書類の見直し

(委員)

前提の確認だが、現行の確認作業はあと何年ぐらい残るという見込みか。

(所管部局)

見込みとしては令和7年の12月までのおおよそ1年間になるものと考えている。

(委員)

1年だけの問題で、以降はすべてマイナ保険証しかないため、紙での提出は原則求められないという理解でよいか。

(所管部局)

そのように考えている。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

④指定難病に係る医療費助成における還付請求手続きの見直し

(委員)

意見なし

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

⑤景観形成地区における住宅宿泊事業（民泊）の規制の見直し

(オブザーバー)

地域によって民泊の需要が高い時期が異なるなかで、民泊も事業として行う以上、通年で経営していかない限り事業として成り立たないと思うが、このような規制をつかった理由はなぜか。

(所管部局)

民泊について、まず年間の営業日数が180日を超えないよう法律で定められている。そして民泊に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、特に必要である期間内ということで、期間を勘案し決めている。

(オブザーバー)

騒音のような問題で、住環境を乱すからという理由であれば、期間がどうであれ一緒ではないか。180日以内であればそのような問題が起きても、法律上許されるものでもないはず。提案者からすると制限期間の解除が可能ということだが、そのような期間を定めてしまうと、事業としての民泊は成り立たなくなる。年間180日の営業期間で、年間の事業として、収支・採算がとれるかというのとれない。これは元々の民泊の法律自体に問題があるという感じがする。

(委員)

この制限期間の解除はどの程度認められやすいものか。これまで何件申請があり、どの程度認められたかというデータはあるか。

(所管部局)

これまでこの条例に基づいた手続きが1件のみで、それが認められている。

(委員)

そうであれば解除が難しいかどうかの判断はできないが、解除事由はどのようなものか。県の裁量で決めるというようなものか。

(所管部局)

「知事は、前項の規定による申出があった場合において、その必要があると認めるときは、当該申出に係る区域について、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を別に定めることができる」という規定になっている。

(委員)

今回の提案を受けて、提案者が県へ解除の申請を行い、それでうまくいかないとなると、解除の基準がおかしいので再度この規制改革推進会議へ提案があがってくることもあるかもしれない。そうすると今の段階でこれ以上議論することはないように思う。

(委員)

景観形成地区以外ではこのような規制はあるのか。ある場合、景観形成地区以外では制限期間は違うのか。

(所管部局)

参考資料 19 ページに県の条例の抜粋を記載しているが、そのうち、第 2 条で区域と期間の制限をしている。

(委員)

大阪で一時間問題になった街中のマンションが民泊に使われ、マンションの所有者が住んでいないというケースが問題になったが、そのような規制も含まれるのか。

(所管部局)

あくまでこの制限は区域と期間に対してのものと考えている。

(委員)

この法律は住民への迷惑というよりも、宿泊・旅館業やいろいろな景観の保護とか、そのようなことを考えてのものか。

(所管部局)

住民の方への生活環境の悪化等に関するものでもある。

(委員)

兵庫県も万博で来た方へ県内の周遊を促すことを企画しているので、宿泊施設の確保のためには民泊を活用することも必要ではないか。一方で国の法律のこともあるので、県は現行の対応しかないという理解でよいか。

(所管部局)

そのように考えている。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

⑥鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し

(委員)

代表者が申請するなかで、作業従事者として可能性がある者をすべて名簿に記載し、人事異動があればその度に追加していく手続きをすればいいだけではないかとも思うが、そのような取扱いは可能か。

(所管部局)

申請書そのものは代表者の方が1枚記載し、それに名簿を添付してもらおう。また、許可期間内に住所変更等が起こった場合は届出でよく、許可申請も含めて料金はかからない。加えて、現地にいる全員が許可をもっていなくとも、実際に巣を動かす方のみの許可申請でよいので、申請者の方で事務軽減の工夫は可能だと考えている。

(委員)

結果的に作業しなかった者が申請書類に含まれていても問題ないということによいか。

(所管部局)

問題ない。最終的に許可証にどの鳥を何羽、捕獲等しましたという結果を記載してもらうことになるが、それがゼロであっても構わない。

(委員)

それであれば機械的に作業に従事する可能性のある方を全員名簿に記載し、変更があればその都度申請するというようにしてしまうこともありではないか。

(委員)

カラスについては、県から市町へ許可権限を委譲しており、一部の市町では県と同様の取扱いをしているとあるが、他の市町はどのような状況か。例えば申請方法も含めて市町によって取扱いが異なったり、作業従事者の確認を現地で行ったりする市町があるようなら、県が市町に事務負担の少ない手続きについて周知徹底をしていくことも必要ではないかと思う。

(所管部局)

施行規則のなかで、様式が定まっている旨説明したところだが、県の方でも「鳥獣捕獲許可等事務取扱要領」を設けており、市町に権限委譲しているものについても様式や取扱いについて、基本的に統一した仕様となるよう運営している。他にも県では電子メールでの受付を実施しているが、市町の状況は把握していない。ただ、それでも持参されるケースは多いので、そのような面でも事務の簡素化等できることを進めていきたい。

(オブザーバー)

鳥獣保護は法律的に何もかも一緒に考えられている。同じ生き物だから、同じように保護しなければならないという観点で、コウノトリとかイヌワシのような種もいるが、

送電線で被害が出ているのはほとんどがカラス。一方、実際の作業は下請業者が実施しているが、事業者に許可を渡せばそれで済むことだと思う。この点、特に環境省に対して、手続きを簡素化し、対象もカラスのような人間生活にとって有害なもの、実際に守らなければならないものを分けて考えるよう県から働きかけるべき。実際に対象となる鳥がわかっているので、そのような種に関してはこのように取り扱う、というような法律を作ってもらえば一番よいのではないか。

(委員)

次回会議に向けて、どのような見直しを提案する予定かまで整理することは可能か。1つは申請様式の簡素化、もう1つは許可の単位について、例えば猟銃を使わない場合であって、有害な鳥獣を対象とする場合には法人への許可も可能にする等。法人に対する許可が可能な範囲をつくることが合理的ではないかという趣旨についていかに具体化するか、見直し内容を整理してもらいたい。次回で難しいようなら、来年度の当会議なりでもかまわない。

(所管部局)

前向きに検討する。例えば鳥獣であっても、ねずみやもぐらについては許可対象から外れるような規定もあるので、そのような規定も考慮しながら、何かできないかということ提案させていただく。

(委員)

企業経営においては社内手続きや業務が法律にかなった運用をされているかどうかかなりモニタリングされている。このため、法律上曖昧な状況で作業し、後々問題になれば、企業は責任を問われてしまう。これらの点も考慮し、企業側のニーズもよく確認したうえで検討してもらえたらと思う。

《審議を踏まえた対応方針》

国へ提案する見直し内容について整理のうえ、次回会議で報告する。

(次回会議が困難な場合、来年度以降の会議で報告)

(委員)

事務局への提案になるが、今回委員会として意見なしとなったものについて、事務局から提案者に対して、提案の趣旨と照らし合わせて問題ないか、見落とした点はないかを確認してもらいたい。そこで追加の疑義等が出てくれば、次回会議で確認し、見落としがないようにしたい。